

大津市物品供給等指名停止基準の運用について

大津市物品供給等入札参加申請書において市長の承認を受けた業者（以下「有資格業者」という。）に対する大津市発注の物品供給、売り払い、修繕、委託業務（以下「物品供給等」という。）に係る指名停止の措置の運用については、大津市物品供給等指名停止基準に定めるもののほか、下記によるものとする。

記

1 第3条関係（指名停止の期間の始期）

指名停止の期間の始期は別表の措置要件ごとに定めた日とする。また、指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の当該指名停止の期間の始期は、再度指名停止を決定した日とする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。

2 第4条関係（指名停止の期間の特例）

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第2項の規定による短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 第3項及び第4項の規定により1か月の2分の1とする場合の日数は、15日とする。

3 第5条関係（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、第2項に規定による短期加重措置の対象としないものとする。

4 別表第2関係

- (1) 「公共機関等の職員」（第1号関係）とは、贈賄罪又は公職にある者等のあつせん行為による利益等の処罰に関する法律違反が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）の職員をいう。
- (2) 「業務」（第3号、第8号及び第10号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。
- (3) 不正又は不誠実な行為（第10号（6）関係）
 - ①「業務関連法令」とは、有資格業者等の業務に関連した法令等をいう。
 - ②「労働者使用関連法令」とは、労働基準法、労働安全衛生法等をいう。

③「環境保全関連法令」とは、産業廃棄物処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等をいう。

(4) 不正又は不誠実な行為（第10号（8）関係）「その他の関連法令違反行為」とは、公文書偽造、道路交通法違反、恐喝、窃盗、入国管理法違反、有印私文書偽造、税法違反等の行為をいう。

(5) 「その他の法令違反行為」（第11号（3）関係）とは、横領、詐欺、背任、売春防止法違反、覚醒剤取締法違反、公職選挙法違反等の行為をいう。

5 その他

(1) 「市発注」とは、市長又は公営企業管理者の発注をいう。

(2) 「有資格業者」とは、大津市物品供給等登録業者名簿又は大津市委託業務登録業者名簿に登録された業者をいう。

(3) 「有資格業者等」とは、有資格業者又は有資格業者の役員若しくは、その使用人をいう。

(4) 「有資格業者の役員」とは、法人の代表権を有する役員、又は代表権を有しないその他の役員、若しくは支店等の代表権を有する者をいう。

(5) 「使用人」とは、有資格業者の使用人をいう。